
<http://www.incadat.com/> ref.: 4 7 0

[18/02/2002; High Court (England); First Instance]

W. and B. v. H. (Child Abduction: Surrogacy) [2002] 1 FLR 1008

Reproduced with the express permission of the Royal Courts of Justice.

高等法院

家庭部

中央裁判所施設

2002年2月18日

Hedley J.判事

Henry Setright 勅選弁護士及び **Helen Morgan** 氏が原告の代理人

Judith Parker 勅選弁護士及び **Deborah Eaton** 氏が被告の代理人

Hedley 判事：物事を行う人間の能力が、物事を規制及び処理する能力から急速に引き離れていることについて関心が高まり、西洋社会では（個人的な会話と同様）公の場やマスコミで多くの議論がなされている。つまり、科学の力は関連問題を倫理にかなって理解することからかけ離れて前進している。本件は科学的技能に貢献した関係者への賛辞である。しかし、その結末、人類の不幸という観点からの代償及び科学的技能の所産である子らの予測される将来の結果は言うまでもなく、科学と倫理の能力の間の不均衡に対する警告とする可能性がある。本件では大人は全て心に深い傷を負い、現時点ではその傷がどこで終わるか知るのとは不可能である。このテーマに関係する子らが成長し、その生い立ちを解明し、事実を受け入れた時、その子らにとってこの事実が何を意味するかは誰にも断言不可能である。当職が思うには、更なる悲劇は、子にとって結果がどうなるかを誰も考慮に入れていなかったことである。

[2] 本件は以上のような問題を引き起こすので、公開法廷で判決を下すことにした。つまり、希望すれば、本件は公開議論の対象にすることが可能である。しかし、そうする場合は、関係する子の身元が確認される危険を冒さないように行われなければならない。そのため、判決では名前は使用しない。

[3] 本件は 1980 年の国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約（ハーグ条約）に基づく申立に関連している。ハーグ条約はイングランド法の 1985 年の子の奪取及び監護法に組み込まれた。以上が、当職が担当する唯一の問題である。つまり実際に追求されるべき問題は本件がハーグ条約に基づく申立てと認めるかどうかの判決を宣言することである。もし認める場合は、被告は条約の第 13 条に基づく利用可能な法規を使って答弁し議論を申し立てることを望める。しかしながら、認めない場合は、それにもかかわらず原告はなお、裁判所がその固有管轄権に基づき、この問題を外国で解決することを命じるべきであると、論争することを望むことが可能である。

[4] 本件関係者全員の経験上、本件は特殊である。本件の発端は、さもないならば子のいない人生を送ることになる者を援助をする理由で代理母になりたいという H の願望からである。本国では代理母出産の契約は奨励されていない。つまり、支払いが関与していなければ違法であるとは限らないが、1985 年の代理出産取り決め法の条約の第 1A 項の下では法的強制力はない。アメリカ合衆国の法律と習慣の事情はかなり異なっている。代理母出産の契約は規制されているが、合法で法的強制力があるので、H はカリフォルニアへ行ったのである。そこで H は婚姻関係にある夫婦の W 及び B に紹介された。この夫婦は両者とも弁護士であり、第 2 子を授かりたいという願望があった。夫 H には繁殖力がある（変な言い方で申し訳ないが）が、妻 B にはない。匿名の提供者による卵子と W の精子によって受精された受精卵で H が懐胎するという条件で、夫婦は代理母出産の契約を結ぶことに興味を示した。このような契約が遂行された場合はもちろん 3 名の大人が関与することになる。懐妊した子と血縁関係にある者は W だけである。

[5] 2001 年 2 月 12 日に 3 名の大人が、以上の目的を達成する予定で、代理母出産の契約を結んだ。この契約では全ての経費及び出費は原告が受け持ち、カリフォルニアでの子が生まれる時期が来たら、その時点で子は直ちに永久に原告の家族の一員になる予定であった。前記したようにこの契約はカリフォルニアの法律の下では合法で、実施されていた。この後で、H はクリニックで受精卵の移植の懐胎に関する必要な医療処置を受けた。最初は万事順調だった。それから皆が予期したのは、H が帰国すること、この契約の内容が公開されないこと、そして、H が出産のためにカリフォルニア戻り、原告がその場に立ち会い、そこで夫婦が直ちに子の所有権を得ることであった。

[6] しかし、事は順調に進まなくなった。その理由は注目に値する議論の的である。現在の問題の結末に深く関わるものは何もない。Hは双子を身ごもっていることがわかった。つまり、双子の妊娠は予期されていなかった。「減胎手術」について話合ったが、Hは拒絶した。そこで、別の親を選択することについて話合った。Hはマスコミに行き、大きな関心を引き起こした。原告が金銭義務を履行しないまたは履行しないと脅迫したと供述されている。ここで記載しておかなければならないことは、この件の全ては浅ましい話だが、このいかなる問題の浅ましさに関係なく判決を下すことを強調する。

[7] しかし、Hが確かに行ったことは 2001 年 8 月 1 日に民事訴訟を起こし、それから 8 月 7 日に統一親子関係法の下で訴訟を起こすことで、カリフォルニアの裁判所の管轄権を行使したことだった。統一親子関係法に基づく訴訟におけるHの申立てはHの当時の立場を明らかにした。全ての親の責任は原告にあり、Hにはないという宣言をHは望んだ。つまり、それはまたカリフォルニアの裁判所の管轄権への明白な仲裁付託であった。これらの訴訟については 2001 年 10 月 3 日にカリフォルニアの裁判所で、そのうち指示が下されることになった。この問題の重要点は正当性（後で取り扱う必要があるが）にある。そこで当職は全て省略せずに第 3(b)項からその件について提示する。

子の監護権及び子に会う権利（面会権）の命令

- (1) 被告B及びWは出産時にそれぞれの子の法的及び身体的共同監護権を認められている。
- (2) 原告Hにはどちらの子に対しても母子の関係はないし、どちらの子に対しても親子関係の責任も権利もない。
- (3) 原告Hに対する出廷禁止命令は、Hが子の監護権及び所有権の両方を被告に引き渡すところまで有効である。
- (4) 削除されている。
- (5) (i) 原告は帝王切開の予定日が決まったら被告に直ちに通知すること。そしてさらに、陣痛が始まったり、出産のために入院した場合、直ちに原告にできるだけ早く知らせること。この通知は被告及び被告の代理人のみに与えられること。

(ii) 原告はその時点で、子の出産地、病院で使っている自己の名前に関して正確な情報を被告に提供すること。この情報は被告又はその代理人だけに与えること。

(iii) 原告またはその代理人は医療目的を除いて、出産の告知をしたり、子の写真及びその他の類似のものを公開してはならない。

(iv) 原告は病院に本人や子に関して「公開禁止」の指示をすること。そして、病院はその指示に従うこと。

(6) 各々の子の誕生から 1 時間以内に原告は変更不可で子の身上監護権を被告個人または被告が指名した代理人に与えること。つまり、誕生後のこの 1 時間が原告の子らとの面会権の期限である。

(7) 子の誕生時と誕生後は子の医療的ケア又はその他子に関する全ての決断は、一切被告だけの管轄で、原告には何の権利もなく、要求、関心を持つこと及び干渉はできない。

(8) 原告が両方の子の出生証明書の記入を試みることは禁止されている。

(9) 判決登録の 3 営業日以内に原告は所有または管理する全ての診療記録を入手可能にすること。この妊娠に関する英国での診療記録もこの中に含まれていること。原告は被告がこの妊娠と出産に関して、妊娠中に診察を受けた全ての医療関係者に関する情報を提供すること。

3d 育児支援

この裁判で公表されているように両親は婚姻かんけいにあり、同居していて、各々の子の身体的共同監護権があると仮定され、どちらの親も育児支援の要求を申し立ていないので、育児支援は該当しない。

3e 及び f 記録なし。

3g 削除されている。

3h その他の命令

(1) 原告及び被告の各当事者はこの問題又はこの問題に関する事実を公の場で論じることを禁じられている。

(2) この訴訟の全ての訴答書面、記録及び書類は秘密厳守であり、裁判所、この訴訟の当事者及び登録されている各当事者の代理人だけに観覧が許可されている。

(3) この判決と矛盾している場合を除き、本件における以前の全ての命令はなお有効であり、この判決と併合することはできない。

[8] 代理人は審理に出席しなかったが、Hは2001年10月3日の命令に対して異議を唱えなかった。Hはその少し前に帰国した。この時Hは、自分がしていることに関して大きなためらいがあり、帰国して出産し、カリフォルニアには戻らないという決心をしていたと思われる。当職が担当する審理の時期の前に、Hは2001年の11月14日に英国で健康な赤ん坊として生まれた双子を自分の手元におく決心をしていた。多くの申し立てとその後に続く命令があった。あえて言うなら、現在この裁判の前にハーグ条約の申し立てがあった。そして2001年11月26日、Hは2001年10月3日の命令に対してカリフォルニアで上訴の通知を提出した。その判決はまだ下されていない。つまり、民事訴訟は一時中断している。従ってこれが現状である。

[9] この状況は我々の経験上特殊なことから、Setright 勅選弁護士は未経験の国で本件をハーグ条約の法の下に持ち込むことを要請することを承諾するという結果になっている。しかし、首席弁護士によるハーグ条約の権威のある行政官の調査の恩恵で、ハーグ条約の根本原理が、珍しい事例や今までには例のない事例に当てはまるという理由で、裁判所が訴訟を阻止するべきではないとすること、を当職は確信する。ハーグ条約は結局のところ礼讓であり、専門的に強制することではない。つまり、条約であり規則ではない。1950年の欧州（ヨーロッパ）人権条約（人権及び基本的自由の保護に関する条約）が生活の手段として取り扱われているように、ハーグ条約もその考案者によって予測される状況によって制限されるべきではないが、その原則が進歩する人間の知恵を取り扱うのに順応可能であり、順応すべきである道具であるように、当職には思われる。他の例でその原則が適応されるならば、このように最初の調印者によって全く予期されない珍しい一連の事実は、ハーグ条約の利用可能性にとって、制約となるべきではない。

[10] それではこの事例の中心問題に目を向けよう。それは、原告は双子の誕生後にHがカリフォルニアへ戻るのを拒否したことは不法な留置であり、その留置に関しては、カリフォルニアの法律の下では以下の場合において、原告（両

者またはそのうちの一人) に属している監護権に違反していることを原告は当職に納得させることができるかという問題。もし (以下の可能性のみ)

子は留置の直前はカリフォルニアが常居所であったのか。そしてまた、

(ii) もし留置がなかったら、監護権は行使されていたのか。

仲裁付託の課程の最中で、当職は多くの関係当局と関わった。その中でこの分野の法律を急速に理解したので、感謝している。しかし事例を精読するにつれて、各訴訟の例が前例に基づいて事を進められ、実際に代理人が行ってきたことは、一連の判例を通して持続的なパターンを辿っていることがよくあると思われた。もし管理可能な規模の判決を下すのに興味があり、当職が事例の判決に高度に選択的であれば、それは他の事例の判決を考慮していなかったり、代理人の博識を過小評価しているからではなく、これらの事例から本事例に関連する原則を満足の行くように収集できるからである。

[11] Hが本国 (英国) に双子を留置したことは合意点であるから、最初の議論を起こす問題にすぐに入ることにする。つまり、原告 (両者またはそのうちの一人) がカリフォルニアの法律の下で監護権があるかどうかということである。この目的を達成するために、当職は二名のカリフォルニアの家族法の専門弁護士、**William Hilton** 氏及び **Thomas Stabile** から援助を受けた。各代理人がビデオリンクを通して証言したので、カリフォルニアの家族法について当職が把握できるように情報を提供していただいただけでなく、彼らにとっては夜明け前であるこちらの午前の現地時間の裁判に便宜を図って出席していただいたことに対してお二人に感謝している。本件へのカリフォルニアの洲法とその影響は事実に基づいて当職が判決することを自覚している (原告及び被告の両当事者ともが承諾していることであるが) 。

[12] 専門化が同意する多くの問題がある。まず第一に、2001年10月3日の命令は無効にされるか取り下げられない限り、有効であり強制命令である。第二に、第3b段落の1項の判決命令は、子が産まれていなかったので管轄権外で下された。第三に、家族法の第7633項によって出産前に実父確定を行うことが可能である。第四に、カリフォルニアの裁判所に仲裁付託が申立てられていること。第五に、家族法の第3010(a)項によって「親権を放棄している未成年の子の母親と父親には、第7611項の下で父親が推定されている場合は、子の監護権が同等に与えられている。代理母出産契約及び、又は2001年10月3日の判決命令の下でのWの義務とWの疑いのない血縁関係だけで決定するならば、

Wが父親に違いないと思われる。そして、第六に、親の地位は子の出産以前に決定可能であるので、第 3b.2 項の判決命令は正当に下された（両者ともその判決命令を目にした訳ではないが）と言える。第 3b.1 項にある判決命令を下すことは残りの判決命令の法的効力をなくすことにはならないことを示していることは一つ理由として重要であると思う。

[13] 残りの判決命令の多くについては、その法的効力に関しては意見の相違がある。もし同意された問題だけを利用して、本件を取り扱うのが不十分であれば、（もしそういう場合のみに）意見の相違のある問題については後に再び取り扱う。英国の法律の状況はカリフォルニアのものとは根本的に違う。1990年のヒトの受精及び胚研究に関する法律（1990年の法律）の第 27(1)項によって、他者全員を除き、唯一Hのみが全ての目的で双子の母親として取り扱われる。つまり、第 28(3)項によってWは双子の父親であるが、Wには双子に対する親としての義務はない。もちろんWは居住命令と同様にそのような親の義務を得る命令を求める権利がある。Parker 勅選弁護士はカリフォルニアでは、母親の直面する困難な立場は子に対して何の法的資格もないという本国との相違点である、と当職に指摘した。Stabile 氏と Hilton 氏は以下のことに同意していると当職は理解している。親としての権利がないにもかかわらず、Hは 2001年10月3日の判決命令を拒絶し、上訴するか、及びまたは独立の「後見人の職務」の判決命令の申立てをするという両方を求める権利がある。そしてそのような申立てに対して「最善の利益」についての調査が行われ、真剣に検討されるだろう。両氏とも後見人の職務の申立てでHが成功する可能性があるという見解を示してはいない。証拠からの当職の印象は（それが全てであるが）原告が双子を養育する準備が出来ていて、養育可能であり、養育する意思があることを裁判所に納得させたら、Hは成功しないであろうということである。これが明らかに現在の彼らの意図であると強く主張されているので、当職には反対することは何もない。要するに被告と原告の両当事者の各々の権利は英国とカリフォルニアの法律では根本的に違い、それ故にこの申立は重要である。

[14] 監護権の概念は多くの事例で考慮されてきた。1994年の 2 FLR 249 のB（未成年）（奪取）に関する事例の Waite 控訴院裁判官の判決から当職はかなりの援助を得た。この事例は原則が適用されている正確な陳述として残存すると理解しているので、この特定の点で自己満足している。この事例はオーストラリアを立ち去った母親と子に関してであり、母親が戻るのを拒否し、父親が子はオーストラリアに戻る必要があるという申立てをした。結果として監護権

と呼ばれる問題が起こり、260F で Waite 控訴院裁判官は以下のように陳述している。

ハーグ条約の目的は少なくともある程度は人道主義であり、ハーグ条約で「監護権」という表現が使われている場合はそれ故に、目的と最もよく一致する意味で解釈される必要がある。殆どの事例において、その用語（監護権）はできるだけ広い意味を提供すべきであろう。

それから 261A 項で以下のように Waite 控訴院裁判官は続けている。「難事は「権利」という概念の制限を改善する事にある。当職の判決において、問題への回答は各事例の状況による。

Waite 控訴院裁判官はそれから、両当事者各々の極端な意見を選定している。そして、「監護権」はもちろん、排除された方の親の権利についての法律の範囲内では存在しなければならないことは明らかである。

[15] 本件で、ハーグ条約に定める意味でカリフォルニアの法律ではWに監護権があることに当職は十分に満足している。合法であり、現在実施されている代理母出産契約、現在有効で非難されていない 2001 年 10 月 3 日の判決命令及び特にカリフォルニアの法律で定めるWの権利から、本件の事実の監護権は単に区別されることが可能である。カリフォルニアの法律の条件の範囲内でWは父親であり、家庭法の第 3010(a)項によってWは平等に子の監護権の資格が与えられている。ハーグ条約の定める目的で目的を立て、及び出来るだけ広い意味を与えるという Waite 控訴院裁判官の方針を辿ってみると、Wにはハーグ条約の定める意味で双子の監護権があり、Hによる留置に対しても、Wはこの監護権を実施するだろうという結論を避けることは不可能だと思われる。

[16] しかしながら、留置は留置直前の子の常居所がカリフォルニアでない限り違法にはならない。もう一度当職は一連の関係当局へ連れて行かれた。関係当局での話の趣旨は常居所（本籍とはかなり違う）であり、それは各事例で事実問題であった。もしそういう場合は、なぜ多くの関係当局を歩いていかなければいけないのか不思議である。しかし、本件の判決で 3 点のことを考慮しなければならないことに、当職は満足している。つまり、1 点は質問事項と必要な方針を同一視するということから。2 点は方針をたぶん製図技師によって予測されない幾つかの事実に対応することから。

[17] 最近の事例の Al の **Habtoor 対 Fotheringham** [2001] EWCA Civ 186 と [2001] 1 FLR 951 中の **Thorpe** 控訴院裁判官の判決は、かなり役に立った。要するにハーグ条約は礼讓であり、常居所を決定することに関しては、事実を発見することで、同情と懸念を實踐する場所はないということ、この事例は実証している。そしてまた、(本籍とは異なる)常居所は失われたかもしれないが、他の場所を得たわけではないということも実例で説明している。例えば本件では、双子の常居所が英国かまたはカリフォルニアかを自問する前に、双子の常居所がどこかにあったのかということ自問しなければならない。何はさておき、すべき事は入手可能な証拠を基に質問に回答することであり。

[18] **Parker** 氏の事例は大変簡単であった。もちろん、子らには独立して常居所を持つことができなかった。それ故、子の居住地は子の「監護権」を有する者の居住地となった。子は英国にいたので、英国の法律によって唯一Hが監護権に近い権利を有する。それで、英国が子の常居所であるし、今までも常にずっとそうであったと論争している。確かに正しいことは、Hは少なくとも双子の出産日に常居所の英国にいた。そして、出産日以後も英国に住んでいる。**Parker** 氏はまた、896 で **Thorpe** 控訴院裁判官が引用した **Millett** 控訴院裁判官(当時の氏の役職)の **M (奪取: 常居所)** [1996年] 1 FLR 887 に関する判決に関して当職に注目させ、意見を述べるのを歓迎した。

... (2) そこで永住権を得るために、特定の国に継続的に留まることが必要でない一方で、実際に他の国に住みながら、ある国の永住権を獲得するのは不可能である。

こうして、**Parker** 氏はこの双子の常居所がカリフォルニアだったとするのは絶対により得ないと述べた。

[19] **Mr Setright** 氏は、二例の第一審の判決を指摘して回答した。その判決の事実では、実際に居住していることは常居所として必要条件であるという提案について、更に詳しい調査が必要であるとした。最初の例は、**JS** (個人による国際奪取) [2000年] 2 FLR 638 の件に関する **Johnson** 裁判官の判決である。この事例では英国の不適任な里親がテキサスの仲介所に子を手渡し後に、子と英国に帰国するという約束でその子を養子にすることに同意した。彼は子の出産後48時間以内に帰国して、ハーグ条約の申立てを伝えられる6ヶ月後まで英国に住んでいた。それにもかかわらず裁判官は条項を基に、里親とテキサスの仲介所との間の条約で、子の常居所はテキサスにあるということが有効であるという判決を下した。仲介所は子に対する法律上の義務がある子を管理する後見人

であるとし、それ故に、養子の最終段階手続きの前にどちらかの当事者の自由裁量で、仲介所によって子連れ去ることが可能であるとした。642D で **Johnson** 裁判官は以下のように述べている。

「JS の年齢の子は確かに、居住地やその他いかなることについても関心を自分で持つことができない。そこで、法律は子の常居所は子の両親によって決定され、子に対する法的責任がある者がそれを怠った場合は、「子の常居所」は実際に住んでいることだけではなく、法的責任がある施設の部分における精神的要素と呼ばれるかもしれないことにも基づいて事態を見なされる。」

[20] 従って、**Setright** 氏は以下のように議論する。カリフォルニアでは、出産の 1 時間以内に双子と一緒に住むべきであった W だけに唯一法的権利と義務があるので、実際のところ双子の常居所はカリフォルニアである可能性があるだけでなく、H は双子の常居所はカリフォルニアであると断言する権利もある。それから、**Setright** 氏の話は移り、**B 対 H** (常居所: 被後見人の身分) [2002 年] 1 **FLR 388** の判例における **Charles** 裁判官の大変詳細に述べられている判決について考慮するように述べた。

[21] この事例は 4 人の子についてであるが、ここでは末子の状況だけが関連している。両親はバングラディッシュ人で、本国に常居所がある。妊娠初期から出産まで家族は休暇でバングラディッシュいったが、父親が家族の帰国を認めなかった。そのうち、なんとか母親が一人で帰国して、英国の裁判所にそのような訳で常居所の問題について援助を求めた。**Charles** 裁判官は母親と年上の子は英国の常居所を失わないと考えた。そして彼は、もちろんバングラディッシュから出たことがない末子は英国が常居所であるという結論を下した。**Charles** 裁判官の結論に謹んで同意する。(関係当局についての彼の大規模な再調査に基づく) 彼は、この事例で事実認定を行うことから関係当局を除外しなかった。しかしながら、**Setright** 氏は、**Charles** 裁判官によって概略を述べられた幾つかの更なる提案に頼ることを求めた。判決の[112]項で **Charles** 裁判官は子が外国で生まれた時の、常居所についての圧倒する例を断定している。[114]-[115]項で以下のように述べている。

「従って、当職の判断では、赤ん坊が外国で生まれたという事実自体からは、赤ん坊の常居場所が英国ではないという結論にはならない。当職の判断で言い換えると、実際のところ、この場合は赤ん坊が実際に住む(住んでいる)までは英国を常居場所にできないという事例ではないとして問題を考える。

結論を出すと、常居所を失い新たな常居所を獲得する場合を取り扱う事例では、当事者は常居所を持つことができないことを示す事実を認める。しかし、当職の判決では異なった状況が赤ん坊の出産に適応され、その結果はもし子の出産時に、関係する親又は両親が常居所を保持していれば、それと同じ常居所が子の常居所となる。

[22] 以上の議論を使って、カリフォルニアの法律では唯一の両親はWで、子の出産日にWはカリフォルニアが常居所だったので、従って裁判所はこの双子の常居所はカリフォルニアであるとするべきであると、**Setright**氏は論じている。当職は全くこの提案を納得していない。その理由は基にしている仮定に誤りがある可能性があると思うからだ。

[23] 実際のところ、子が住んだことがない場所を常居所とすることはないと断言しないし一方で、**B**対**H**（常居所：被後見人の身分）[2002年] 1 FLR 388の判例における事実に基づく結論に確かに疑いはないので、躊躇いが残る。前述の**Charles**裁判官の提案は、彼の特殊な事例の内容を取り出してみると、はっきり言うと控訴院がくり返して警告している法的提案と事実の提案とを混乱することに対する危険を冒かすと思える。**Charles**裁判官が法律問題として赤ん坊は両親の常居所を本人の常居所として選ぶと主張したら、本籍地と常居所とが混乱し、当職はうやうやしく異議を唱える。彼が主張したことは定義条項による事実の提案であって、従って、全ての場合に当てはまるとは限らない。それぞれの場合によって、孤立して考えられるべきである。

[24] 本件は母親と血縁関係のない子らが英国で生まれた場合である。子らはその短い人生の中で英国で暮らしてきた。一方、英国とカリフォルニアの訴訟は子らの人生を決断するステップである。命令が出されていない状態で、子が英国に住む限りは、この国の法律では**H**が母親であり、**H**以外の者には親としての責任はない。一方では、双子の唯一の血縁関係はカリフォルニアにある。双子が生まれ、住み、養育される予定だった場所はカリフォルニアであった。**H**が最初に裁判所の援助を求めて、自分の身をおき、双子が支配下にある裁判の管轄区域はカリフォルニアであった。**Hilton**氏は代理人の観点からこの本件は徹底的にカリフォルニアであると表現した。

[25] この観点は非常に難しいと感じ、以上のすべての問題を、気を遣って熟考し、思案してきた。結局、法的な関係がどうであろうと、この子らは単にカリフォルニアに常居所はないし、今までもなかった、という結論に達した。当職の見解では、子らは事実の提案と一致しないある程度の不自然さと関係して居

住している。子らはカリフォルニアにいないし、今でもいなかった。H は合法的な英国の永住者であり、（皆が同意している）。カリフォルニアの裁判所は彼女の行動を拘束することはできないことを認めている。双子は常に H と一緒だった。前に述べた事柄と同様の理由で、双子の居場所が英国だと考えることは同様に気が進まない。双子は英国の法律では母親となる H と一緒だったが、H とは血縁関係はない。双子は常にアメリカの子となるはずだった。そこで、その点において双子の将来は全く未決定のままとなる。本件のまれに見る事実から、現時点ではこの双子には常居所がないという結論に達した。これが当職が見出したことである。

[26] 従って、もちろん本件ではハーグ条約の基礎的必須要件は揃っていない。そのため、裁判前の実際の申立ては失敗でなければならない。しかしながら、この結論は、双子の将来の利益を決定するために最も都合のいい法的管轄に関しての議論についてしっかりと決着をつけていないので、H にとって引き合えない勝利かもしれない。しかし、この段階では結論的な見解を表現することは出来ない。なぜなら、裁判の前の申立てがないからである。もし両当事者が、この双子の赤ん坊はどうなるのかに関しての更なる決定のための方向を求めるのなら、その時はできる限り、援助するつもりだ。

[27] 本件を終わる前に、更なる 2 点の問題について述べる必要がある。第一点は、判決は公開法廷で下されてきている。本件の子らの身元を明かす可能性があるようなことを述べたり、報告してはいけない。この規定の規模は当事者の両者自身をも含む。アメリカ合衆国と本国ではかなり公開されてきた。公開を制限することを求めているのではない。というのは、本件はより緊急でなくなるどころか、もっともっと緊急になる傾向にある一般市民の関心と重要性に関して、深刻な問題を引き起こしているからである。合理的に双子の身元を公開することに繋がる可能性があるような方法で、本件を報告したり、議論したりすることを単に禁止しているだけである。第二点は、法廷弁護士団に対して大変お世話になったことにかかなり感謝している。両法廷弁護士団、つまり調査に関しては下級法廷弁護士に、論争と提案説明に関しては首席弁護士に。全てに大変感謝している。そして、以上の理由で当職はこの申立てを拒否する。